

(別紙 1)

令和 8 年度希少野生生物保護管理対策 (クマタカ等) に係る巡視計画 (群馬森林管理署)

1 事業の目的

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 7 5 号。以下「種の保存法」という。)など、希少な野生動植物種の保存に対する国民の要請を受け、国有林野事業においても、種の保存法に即した森林の保護管理を適切に実施する必要がある。

このため、種の保存法第 4 条第 3 項に基づき国内希少野生動植物種に指定され、群馬県神流町外の国有林野内に生息する猛禽類 (クマタカ等を対象に定期的かつ継続的に巡視を行うことによって、対象種の生息 (生育) 状況を把握し、よりよい生息 (生育) 環境を保護・保全することを目的とする業務である。

2 巡視業務を実施するための指示事項

(1) 巡視すべき箇所 (区域)

群馬県多野郡神流町大字塩澤字赤久縄国有林外の群馬森林管理署長が指示する区域

(2) 事業期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 2 3 日まで

(3) 巡視日数及びその実施者

巡視日数 7 日、1 巡視 自然保護管理員 2 名、計 1 4 人日

月別の巡視日数は、下表のとおりとする。ただし、災害等でこれによりがたい場合は、変更することがある。

巡視月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
巡視日数	1	1	1	1						1	1	1	7

(4) 重点的に巡視すべき時期、場所等

巡視すべき時期は、上記 (3) のとおりとし、営巣地及びその周辺で保護・保全を図る必要のある区域を重点的に実施する。

3 損傷された個体の応急措置

損傷された個体が発見された場合は、速やかに応急措置を施すとともに、その状況を群馬森林管理署長及び群馬県野生鳥獣保護担当に連絡し指示を受ける。

4 繁殖地等の被害の応急措置

対象種の繁殖地に被害等があった場合は、その状況を群馬森林管理署長に報告する。

5 その他

巡視に際しては、可能な限り場所ごとの観察個体数、繁殖期の営巣数、営巣木の種類、抱卵数、育雛数及び食餌動植物の種類等を観察調査して記録する。

餌場の植生調査、餌となる小動物 (ノウサギ・ヤマドリ等) の調査も併せて行う。

6 巡視実施報告書の提出

巡視者は、契約書に規定する「希少野生生物保護管理対策に係る巡視実施報告書」を、原則として当該月の月末までに群馬森林管理署長に提出する。